

宮城県内の運送事業者の皆様

本ご案内は、宮城県内の運送事業者の皆様にお送りしております。
補助対象とならない事業者もございますので、あらかじめご了承ください。

補助金が支援する対象となる事業者は

県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小企業者になります。（みなし大企業を除く。）

（運輸業を主たる事業とする中小企業者とは）

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

（みなし大企業とは）

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局

お問い合わせ

TEL:050-3659-7538(平日9時30分から17時30分まで)

本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

- 本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。